



概要及び申請方法のポイントについて

1



申請条件

- 新型コロナウイルス感染症の影響で、家計が急変した者
⇒公的支援を受けたもしくは所得が1/2となった
- 今年度に入って授業料等の免除の適用を受けていない者
- 原則修業年限を超過していない者
- 国費外国人留学生・外国政府派遣留学生・研究生・科目等履修生ではない者
- 2021年度秋入学者以外については2021年度前期分までの授業料を滞納していないこと

上記の5つ全てを満たす必要があります。

2



公的支援を受けていた場合、所得が $\frac{1}{2}$ まで悪化して
いなくても申請できます。

独立生計者・私費留学生は原則本人の収入や仕送りの
状況が悪化した場合です。

3



公的支援とは（主に日本人学生）

- 国、地方公共団体又はその他の公的機関（独立行政法人、認可法人、特殊法人又はそれらに類するもの）が実施しているもの。
- 新型コロナウイルス感染症の影響に対する公的支援の制度として新設されたもの、拡充されたもの、あるいは新型コロナウイルス感染症の影響であることを申込事由の一つとして認めているもの。
- 当該公的支援を必要としている者の収入等が減少したことを要件としており、審査を行ったうえで、支援の対象として認めているもの。

4



新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した学生向けの授業料免除について

公的支援の例（主に日本人学生）

- 新型コロナウイルス感染症特別貸付
- 小規模事業者経営改善資金（新型コロナウイルス対策マル経融資）
- 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
- 生活衛生改善貸付（新型コロナウイルス対策衛経）
- 新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別貸付
- 危機対応融資 商工組合中央金庫
- セーフティネット保証4号
- セーフティネット保証5号
- 危機関連保証
- 小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付
- 小学校休業等対応支援金
- 緊急小口資金・総合支援資金（生活費）
- 厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予
- 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の徴収猶予
- 国税・地方税の納付猶予

5



新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した学生向けの授業料免除について

公的支援には該当しないもの（主に日本人学生）

- 新型コロナウイルス感染症の影響が理由でない公的支援
- 審査を行っていない公的支援
⇒特別定額給付金、NHK受信料猶予、児童扶養手当の上乗せ等
- 民間の機関が実施している支援
⇒銀行等の借入金返済猶予、光熱費の猶予等

6



新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した学生向けの授業料免除について

所得が1/2以下となった例

三人家族のケース



本人：アルバイト1/2以下
昨年：100万円 → 今年見込み：30万円



母：専業主婦



父：会社員給与1/2以下
昨年：600万円 → 今年見込み：250万円

世帯として昨年より所得が1/2以下となっている

昨年：本人100万＋父600万＝700万円
今年見込み：本人 30万＋父250万＝**280万円**

7



新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した学生向けの授業料免除について

所得が1/2以下となった例

独立生計者・私費留学生（配偶者等無しの場合）



本人：アルバイトや仕送り等1/2以下
昨年：150万円 → 今年見込み：**50万円**

申請者本人が昨年より所得が1/2以下となっている。
なお、収入のある配偶者等がいた場合はその収入も踏まえて審査されます。

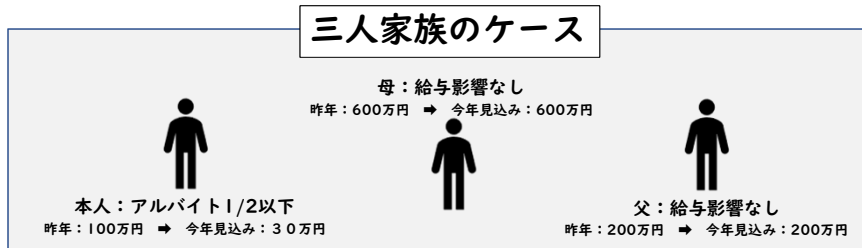
【注意】

独立生計者として申請するためには条件がありますので、申請のしおりをよく確認してください。

8



所得が1/2以下となっていない例



世帯として昨年より所得が1/2以下となっていない

昨年：本人100万+母600万+父200万=900万円
今年見込み：本人 30万+母600万+父200万=830万円

9



申請の流れ

- 申請のしおり及び必要書類一覧を確認する
- 指定された期日までに必要書類を奨学支援担当の窓口へ提出
※郵送の場合はレターパックライトを使用すること

申請期間：2022年1月6日から1月14日（最終日消印有効）

郵送先：338-8570
埼玉県さいたま市桜区下大久保255 学生支援課奨学支援担当

10



新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した学生向けの授業料免除について

家計調書の収入の書き方ポイント（日本人）

授業料免除(コロナ免除) (適用)

家計調書 [コロナ免除用]

注記: <https://www.saitama-u.ac.jp/engnet/abougaku/> にある「授業料免除等申請書(およびその申請書添付用紙)」の「収入情報(収入金額)」に該当情報を入力してください。

氏名	学年	所属	収入種別	収入金額	収入年次
父	専業主婦	専業主婦	給与収入	1,000,000	2020
母	専業主婦	専業主婦	給与収入	1,000,000	2020
兄	専業主婦	専業主婦	給与収入	1,000,000	2020
弟	専業主婦	専業主婦	給与収入	1,000,000	2020
姉	専業主婦	専業主婦	給与収入	1,000,000	2020
妹	専業主婦	専業主婦	給与収入	1,000,000	2020
本人(学生)	専業主婦	専業主婦	給与収入	1,000,000	2020

収入合計欄 (2020年度) 2020年度収入合計額 4,000,000

給与収入：新型コロナウイルス感染症の影響で減収した人は、2021年10月から12月に受け取った額を1年分に換算（3ヶ月分を4倍）した額を記入。
影響を受けていない人は、2020年の年額を記入。

基本的には給与収入と同様。なお、年金や給付金等で半年毎に支給される給付金等で支払いが4月や9月等、2021年10月から12月に受給していても、確実に受け取れる給付金等は1年換算したうえで計上してください。

※従前から無職無収入、もしくは新型コロナウイルス感染症の影響により無職無収入となった場合は様式30を添付してください。

イメージとしては新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した状況が続いた場合を想定し、今年1年間の所得を見積もってください。詳細はしおりを確認してください。

自営業等で売上が2021年10月から12月に集中するもしくは必要経費が別の時期に増加するなど、上記の原則になじまない場合は個別に対応を検討しますので、必ず事前に窓口もしくは電話にて相談してください。



新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した学生向けの授業料免除について

家計調書の収入の書き方ポイント（独立生計者・私費外国人）

授業料免除(コロナ免除) (適用)

家計調書 [コロナ免除用]

注記: <https://www.saitama-u.ac.jp/engnet/abougaku/> にある「授業料免除等申請書(およびその申請書添付用紙)」の「収入情報(収入金額)」に該当情報を入力してください。

氏名	学年	所属	収入種別	収入金額	収入年次
父	専業主婦	専業主婦	給与収入	1,000,000	2020
母	専業主婦	専業主婦	給与収入	1,000,000	2020
兄	専業主婦	専業主婦	給与収入	1,000,000	2020
弟	専業主婦	専業主婦	給与収入	1,000,000	2020
姉	専業主婦	専業主婦	給与収入	1,000,000	2020
妹	専業主婦	専業主婦	給与収入	1,000,000	2020
本人(学生)	専業主婦	専業主婦	給与収入	1,000,000	2020

収入合計欄 (2020年度) 2020年度収入合計額 4,000,000

独立生計者もしくは私費留学生で配偶者等がいる場合は、就学者を除く家族欄に配偶者の収入情報を記入してください。配偶者が学生の場合は、就学者欄にも配偶者の在籍状況等を記入してください。

給与収入：新型コロナウイルス感染症の影響で減収した人は、2021年10月から12月に受け取った額を1年分に換算（3ヶ月分を4倍）した額を記入。
影響を受けていない人は、2020年の年額を記入。

基本的には給与収入と同様。なお、年金や給付金等で半年毎に支給される給付金等で支払いが4月や9月等、2021年10月から12月に受給していても、確実に受け取れる給付金等は1年換算したうえで計上してください。仕送りなども同様です。

※従前から無職無収入もしくは新型コロナウイルス感染症の影響により無職無収入となった場合は様式30を添付してください。

詳細はしおりをご確認ください。



最後に注意事項

- 申請をする前に申請のしおり及び必要書類一覧を確認し
申請内容を理解すること（ご両親任せにしないこと）。
- 不足書類や追加書類の請求や申請内容の確認のため電話やweb学生システムのメッセージで連絡することがあります。
指定された方法にて対応しなかった場合、**当該申請内容は審査しません。**
- 後日申請内容・書類について事実と異なることが判明した場合、**当該申請を無効とし免除を取り消します。**

13



**免除の予算はみなさんの税金です。
申請内容には責任を持って
正しい申告を行い
正しい支援を受けましょう。**

14



新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した学生向けの授業料免除について

学生支援課 奨学支援担当係

電話048-858-3033



10:00~16:00(土日祝日や年末年始、夏季休業期間を除く)
※12:15~13:15は窓口のみ対応します。(電話は不通となります。)